

金沢美術工芸大学社会連携センター知財管理部門規程

平成 28 年 4 月 1 日

規程第 93 号

(設置)

第 1 条 本学の知的財産の保全、活用、戦略立案、管理事業を実施するため、社会連携センターに知財管理部門を置く。

(組織)

第 2 条 社会連携センター知財管理部門に、次の職員を置く。

- (1) 社会連携センター知財管理部門長（以下「部門長」という。）
- (2) 社会連携センター特任研究員（以下「特任研究員」という。）
- (3) 知財管理の担当として、理事長が指名する教員（以下「知財管理担当」という。）
- (4) 事務局職員

2 部門長、特任研究員、知財管理担当の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(事業の執行)

第 3 条 部門長は、担当する理事の監督のもとに、知財管理を総括し、部門に属する職員を指揮監督する。

- 2 特任研究員は、部門長を補佐し、知財管理に関して部門長が指示する業務を行う。
- 3 知財管理担当は、部門長が指示する事業を行う。
- 4 知財管理の担当は、必要に応じ、外部に委嘱又は外部から招へいすることができる。

(雑則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。